

東京社会保険協会

社会保険新報

11

NOVEMBER

平成 28 年 / No.793

紅葉の奥多摩湖（西多摩郡奥多摩町）



目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・高額療養費制度 / 2～3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・年金委員制度のご案内 / 4
 - ・「賞与支払届」の提出をお願いします / 5
 - ・国民年金ひとことメモ / 5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・オプション検査のご案内 肺CT・胃カメラ / 6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・社会保険事務講習会
60歳からの雇用保険、社会保険の手続き / 7
 - ・東京社会保険協会 新規加入のご案内 / 8
- すいそう
 - ・東西南北 / 8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

高額療養費制度

被保険者（加入者ご本人）および被扶養者（加入者ご家族）ごとに、同一保険医療機関（外来・入院・歯科外来・歯科入院別）と保険薬局等で同一月内に支払った自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合、**高額療養費**を請求すると、自己負担限度額を超えた額の払い戻しが受けられます。

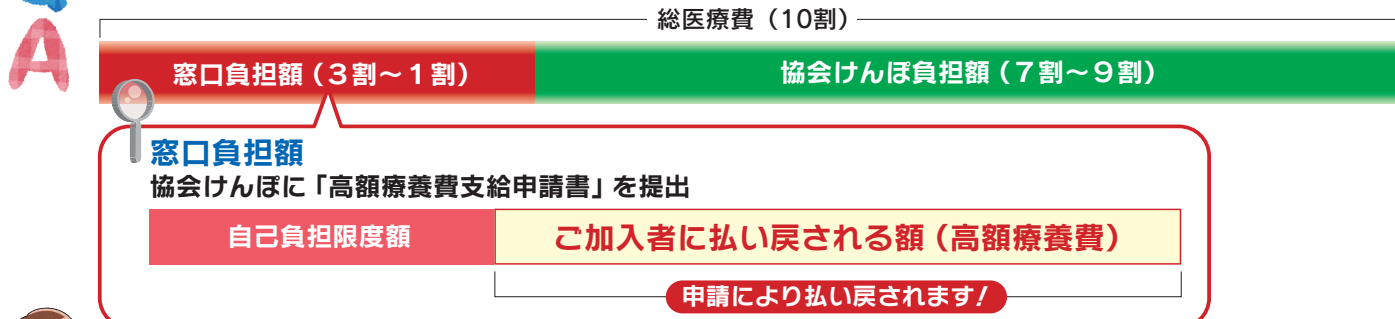
Q 高額療養費ってなに？

A 高額な医療費がかかった場合、**自己負担限度額を超えた額**をご加入者に**払い戻す**制度です。

Point

- 払い戻しの計算は、**1か月単位**で行います。
- 同一保険医療機関にかかった場合でも、**外来・入院・歯科外来・歯科入院は別の計算**となります。
- 差額ベッド代などの**保険外の負担額**や**食事の自己負担額**は、**払い戻しの対象となりません**。

Q どの部分が払い戻しになるの？



自己負担限度額は所得区分と年齢によって変わります

| 被保険者の所得区分 | | 世帯単位*1 [同一月内（外来+入院）] | |
|------------|--|--|--|
| 70歳未満 | 区分ア（標準報酬月額83万円以上） | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数回該当*2: 140,100円> | |
| | 区分イ（標準報酬月額53万～79万円） | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数回該当*2: 93,000円> | |
| | 区分ウ（標準報酬月額28万～50万円） | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当*2: 44,400円> | |
| | 区分エ（標準報酬月額26万円以下） | 57,600円 <多数回該当*2: 44,400円> | |
| | 区分オ（被保険者が住民税非課税者等） | 35,400円 <多数回該当*2: 24,600円> | |
| 70歳以上75歳未満 | 被保険者の所得区分 | 個人単位（外来のみ） | 世帯単位*1 [同一月内（外来+入院）] |
| | ①現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上で、「高齢受給者証」の負担割合が3割） | 44,400円 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数回該当*2: 44,400円> |
| | ②一般所得者（①・③・④以外の方） | 12,000円 | 44,400円 |
| | ③低所得者Ⅱ*3 | 8,000円 | 24,600円 |
| ④低所得者Ⅰ*4 | 15,000円 | | |

*1 世帯単位……個々の窓口負担額が21,000円以上となった場合に、合算の対象となります。

*2 多数回該当……直近1年間で高額療養費に3回以上該当した方が、4回目以降の自己負担分の払い戻しを請求する場合（「限度額適用認定証」を利用した月も回数に含まれます。）

*3 低所得者Ⅱ……被保険者が住民税非課税者の場合

*4 低所得者Ⅰ……被保険者および被扶養者が住民税非課税者で、年金収入が年間80万円以下等の場合

計算例等は、
3ページをご覧ください。

協会けんぽ以外の健康保険の方は、加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで

協会けんぽ 東京支部 からの お知らせ

計算例

所得区分：区分ウ（標準報酬月額28万～50万円）の健保太郎さんが入院。
 保険適用となる総医療費100万円のところ、保険証を提示して30万円を保険医療機関等の窓口で支払った場合。

総医療費（100万円）

健保太郎さんの窓口負担額（30万円）

協会けんぽ負担額（70万円）

健保太郎さんの窓口負担額

協会けんぽに「高額療養費支給申請書」を提出

差額ベッド代などの保険外の負担額や食事の自己負担額は、払い戻しの対象となりません。

自己負担限度額（87,430円）

健保太郎さんに払い戻される額（212,570円）

[計算式] $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$ （自己負担限度額）



申請前にチェック!! 高額療養費の留意点

- 同一世帯で同一月内に窓口負担額が21,000円以上となった加入者が2人以上いる場合などは、窓口負担額を合算して、その合算した額が自己負担限度額を超えたときも払い戻されます。70歳以上の方は、窓口負担額が21,000円未満でも合算されます。
- 払い戻しは、レセプト（診療報酬明細書）の確認後となるため、診療月から3か月以上かかります。

便利な「限度額適用認定証」をご利用ください

「限度額適用認定証」を利用すると、1か月ごと（1日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額まで^{注1}となり、高額療養費（払い戻し）の申請が不要^{注2}となります。

注1 保険医療機関（外来・入院・歯科外来・歯科入院別）と保険薬局等では、それぞれでの取り扱いとなります。差額ベッド代などの保険外の負担額や食事の自己負担額は、対象外となります。

注2 同一月内に入院や外来など複数受診がある場合、高額療養費の申請が必要となることがあります。



受付

実際にどれくらいの窓口負担になるの？

総医療費（10割）：100万円 窓口負担割合：3割 所得区分：区分ウ（標準報酬月額28万～50万円）の場合

自己負担限度額 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$

「限度額適用認定証」を…

提示しない場合

300,000万円（3割負担）を保険医療機関等の窓口で支払い、高額療養費の申請をすることで、212,570円が払い戻されます。払い戻しまで、3か月程度かかります。

提示した場合

87,430円（自己負担限度額）を保険医療機関等の窓口で支払い、高額療養費の申請が不要となります。

申請前にチェック!! 「限度額適用認定証」の留意点



申請の流れは、『社会保険新報』平成27年10月号をご覧ください。

- 「限度額適用認定証」の有効期間は、「限度額適用認定申請書」を受け付けた日の属する月の1日（健康保険の資格を取得した月の場合は、資格取得日）から最長で1年間の範囲となります。
- 「限度額適用認定申請書」受付日より前の月の「限度額適用認定証」は、交付できません。日程に余裕をもって申請してください。
- 70歳以上の方は、「高齢受給者証」を窓口で提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。

「限度額適用認定証」の発行には、1週間程度かかります。余裕をもって申請してください。

協会けんぽ以外の健康保険の方は、加入されている健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで



年金委員制度のご案内

年金委員は、年金制度について広く国民の皆様にご案内いただきとともに、年金制度への理解と信頼を深め、地域または職場において啓発・相談・助言などの活動を行う方です。

年金制度の仕組みや各種届出の手続き方法など、年金に関する情報や知識を有する方が地域や職場にいることは心強いものです。年金委員はこうした期待に応え、地域や職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

年金委員は、その活動の範囲により、**地域型** と **職域型** に区分されます。

地域型年金委員 主に自治会など、地域において活動する年金委員です。

| | |
|-------|--|
| 概要 | 地域における年金制度の普及・啓発活動を行っていただくために設置 平成28年3月末時点で、全国で約5,000人に委嘱 |
| 任期 | 3年（更新可） |
| 活動内容 | 町内会での年金相談や地域が開催する研修会等での年金に関する講演等 |
| 推薦条件 | <ul style="list-style-type: none"> ●国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある方 ●現在、自治会長、民生・児童委員、社会保険労務士として務めている（務めた経験がある）方 ●過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されたことがある方 |
| 推薦の流れ | 市区町村等が、「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出し、厚生労働大臣が委嘱 「年金委員推薦書（地域型）」に、「年金委員証明書（身分証明書）」用の顔写真を添えて提出してください。 |

職域型年金委員 主に勤務する職場（厚生年金保険の適用事業所）内において活動する年金委員です。

| | |
|-------|--|
| 概要 | <p>職場（厚生年金保険の適用事業所）における年金制度の普及・啓発活動を行っていただくために設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金保険の適用事業所のうち、300人以上の被保険者がいる事業所……2名以上 ●厚生年金保険の適用事業所のうち、300人未満の被保険者がいる事業所……1名以上 <p>平成28年3月末時点で、全国で約115,000人に委嘱</p> |
| 任期 | なし |
| 活動内容 | 新入職員に対する年金制度の概要の説明や職場における年金制度の周知、定年退職予定者に対する年金受給手続きの相談・助言等 |
| 推薦条件 | 推薦時点において、厚生年金保険に関する事務を担当している、または過去に担当したことがある等、職場において一定の実務経験があり、年金制度について知識がある方 |
| 推薦の流れ | 厚生年金保険の適用事業所の事業主が、「年金委員推薦書（職域型）」を管轄の年金事務所へ提出し、厚生労働大臣が委嘱 |

年金委員研修を開催しています

年金委員の活動の活性化を目的として、**年1回**、全国の地域型および職域型の年金委員の代表者を対象に、研修を実施しています。また、各都道府県においても、定期的に地域研修会を実施しています。

公的年金に関する情報や知識を習得して、地域や従業員の皆様に発信・提供を行うとともに、他の年金委員との交流や意見交換の場としても活用されています。

功績等のある年金委員を表彰しています

日本年金機構では、永年にわたり、政府管掌年金事業の推進および発展にご協力いただいている年金委員の活動において、功績等を残された方に感謝の意を表し、年金委員表彰を実施しています。年金事業の一層の推進に寄与することを目的としています。

年金委員の活動を支援しています

日本年金機構では、厚生労働省が示した重点活動内容に基づき、年金委員に対して活動の支援を行っています。具体的には、活動の基本となる冊子や年金制度の改正に関するリーフレットなどを提供しています。



「賞与支払届」の提出をお願いします

被保険者に賞与を支給したときは、**支払日から5日以内**に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を管轄の年金事務所へ提出してください。

また、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与の支給が行われなかった場合も、「賞与支払届総括表」の「④ 支給・不支給欄」の「不支給 1」に○を付けて提出してください。

この届出は、保険料や将来受け取る年金額にも反映します。適正な届出をお願いします。

資格取得月および資格喪失月の取り扱い

- 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は、保険料の対象となり、届出が必要です。
- 資格喪失した月に支給された賞与は、保険料の対象となりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については、標準賞与額の年度累計額（上限額573万円）に含めるため、届出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支給された賞与については、保険料の対象となり、届出が必要です。

将来受け取る年金額には、保険料の対象となった賞与が反映されます。

国民年金ひとことメモ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」 が発行されます

年末調整や確定申告まで大切に保管しましょう！

国民年金保険料（その年の1月1日から12月31日までに納付）は、所得税および住民税の申告において、全額が**社会保険料の控除の対象**になります。社会保険料の控除を受けるためには、国民年金保険料を納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した被保険者には**本年11月上旬**に、平成28年10月1日から12月31日までの間に本年初めて国民年金保険料を納付した被保険者には**翌年2月上旬**に、日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には、必ず「**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**」または「**国民年金保険料領収証書**」を添付してください。また、家族の国民年金保険料を納付した場合も、被保険者の社会保険料の控除に加えることができます。**家族宛に送られた「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」**を添付のうえ、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の照会については、控除証明書のはがきに明記されている電話番号にお問い合わせください。**昨年度と電話番号が変更されています。かけ間違いにご注意ください。**

ねんきん加入者ダイヤル

0570-003-004（ナビダイヤル） 050から始まる電話でかける場合は、**03-6630-2525**

【受付期間】平成28年11月1日（火）～平成29年3月15日（水）

【受付時間】月曜日～金曜日：8時30分～19時、第2土曜日：9時～17時

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からかける場合、全国どこからでも市内通話料金で利用できます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からかける場合は、通常通話料金がかかります。

***03-6630-2525**にかける場合は、通常通話料金がかかります。

***0570**の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけるなど、間違い電話となるケースが発生しています。かけ間違いにご注意ください。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からののお知らせ

オプション検査のご案内 **肺CT・胃カメラ**

人間ドックや生活習慣病健診などは、健康維持のための基本の検査です。これに対してオプション検査は、その人のライフスタイルや個性に応じて選択することのできるオーダーメイドの検査です。

フィオーレ健診クリニックでは、さまざまなオプション検査をご用意しています。健診と一緒に受診してみたいかがでしょうか。

CT検査

検査時間：約7～8分

16列マルチスライスCTを導入し、一度に数多くの断層画像が撮影できるため、検査時間が短縮され、被ばく量も低減します。



このような方におすすめします

- 喫煙をされている方
- 咳や痰が続いている方
- 家族など周りに喫煙者がいる方
- 胸が痛い方



肺CT検査

健診と一緒に受診 7,560円(税込) **単独で受診 10,800円**(税込)

肺の断層画像を撮影します。胸部レントゲン検査では発見しにくい直径数ミリの病変まで見つけられます。

肺CT検査+内臓脂肪検査

健診と一緒に受診 10,800円(税込) **単独で受診 15,120円**(税込)

内臓脂肪検査は、おへその位置で断層画像を撮影し、内臓脂肪と皮下脂肪を色分け表示して、コンピューターで脂肪の面積を計算します。

腹囲測定だけではわからない皮下脂肪型肥満または内臓脂肪型肥満の判定ができます。

内臓脂肪は蓄積により、生活習慣病を引き起こしやすくなることがわかっています。

このような方は受けられません

- 妊娠中または妊娠の可能性のある方
- 当日、CT検査の前に胃部レントゲン検査を受けた（バリウムを飲んだ）方
- CT検査不可タイプの除細動器（ICD）またはペースメーカーを装着している方

胃カメラ（上部消化管内視鏡）検査

直径6mmほどの管の先端についている小型カメラで、食道・胃・十二指腸を直接観察します。

検査の流れは、右記をご参照ください。

健診コースに胃部レントゲン（バリウム）検査が含まれている方は、**差額5,400円（税込）の追加で、胃カメラ検査への変更を承ります。**ご加入の健康保険組合との契約内容により、差額料金が異なる、または変更できない場合もございます。**事前予約制**となります。健診の予約時にご確認ください。

このような方に向いています

- 胃に何らかの症状がある方
- バリウムでの検査が苦手な方
- 胃部レントゲン（バリウム）検査で異常が見つかった方



胃カメラの流れ

健診の各検査の過程で、順にお呼びします。

準備

看護師より説明があります。

のどの麻酔 約5分

胃カメラがのどを通過するときの違和感が軽減します。

胃カメラ検査 約5～6分

消化器専門の医師が行います。検査中、モニターでご自分の胃の中を見ることができます。



検査終了

結果をその場で聞くことができます。

上記のほかにも、各種オプション検査をご用意しています。

詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/checkup/option/index.html> をご覧ください。

次号（12月号）は、平成28年度の健診の予約・受診についてご案内する予定です。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線副都心線「東新宿」駅 A2 出口より徒歩1分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

電話受付
時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会 からのお知らせ

社会保険事務講習会 60歳からの雇用保険、社会保険の手続き

事業所の社会保険事務担当の方を対象に、平成29年2月に開催予定の講習会の受講者を募集します。

| 開催日時等 | 定員・応募締切日・費用・対象者 | 概要 |
|--|---|--|
| 平成29年2月 9日(木) 10日(金) 13日(月) 【時間】 いずれも 13時30分～16時 【講師】 東京都社会保険労務士会所属 社会保険労務士 【メール申し込みURL】 https://fofa.jp/tosyaky/a.p/192/ | 【定員】 各回200名 【応募締切日】 平成28年12月28日(水) 必着 【費用】 会員事業所参加者 無料 ・非会員事業所参加者 受講当日2,000円(1名) 【対象者】 事業所の社会保険事務担当者 | 在職老齢年金と高齢者雇用継続給付との調整、退職後の年金と失業給付との調整等について *各回内容は同じです。 |

応募方法

受講を希望される方は、メールまたは郵送の2通りの方法でお申し込みいただけます。応募者多数の場合は抽選とします。

講習会は、会員事業所より頂戴した協会費で運営していますので、抽選となった場合は、会員事業所の方を優先します。

メールによる申し込み

本会ホームページまたはメール申し込みURLにアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力し、お申し込みください。

応募結果等は、締切後4週間程度で、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。

お申し込みは、1つのメールアドレスにつき1名とします。

郵送による申し込み

本ページの参加申込書を印刷して、必要事項を記入し、82円分の切手を貼った返信用封筒(宛先を明記)を同封してください。

なお、会員事業所の方は会員番号を記入または平成28年度協会費払込受領証のコピーを貼付してください。

応募結果等は、締切後4週間程度でお知らせします。

返信用封筒(申し込み人数分)をお忘れなく

会場および地図

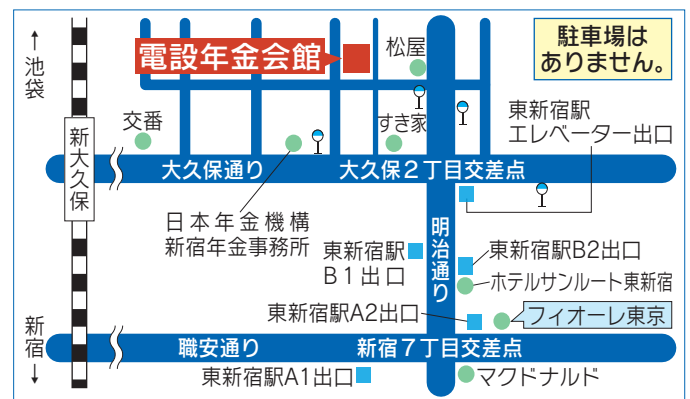
電設年金会館(東京都電設工業厚生年金基金会館)

●新宿区大久保2-8-3

<交通>

- JR山手線 新大久保駅より徒歩10分
- 都営大江戸線 東新宿駅A1・A2出口より徒歩10分
- 東京メトロ副都心線 東新宿駅B1・B2・エレベーター出口より徒歩5分

※東新宿駅の出口は、すべて地下で通じています。



お申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9 一般財団法人東京社会保険協会 講習会 60歳からの手続き 係 TEL 03-5292-3596

社会保険事務講習会「60歳からの雇用保険、社会保険の手続き」参加申込書

| | | | | |
|-------------------------|--|--------|-------|---------|
| ふりがな | | | 年齢 | 性別 |
| 参加者氏名 | | | 歳代 | 男・女 |
| 事業所名 | | | | |
| 会員・非会員 | 会員(会員番号 平成28年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。) | 非会員 | 不明 | |
| 事業所所在地 | 〒 | | | |
| 連絡先電話番号 | (事業所・個人) | | 参加希望日 | 2月 日() |
| 健康保険の種類 (〇で囲んでください。) | 全国健康保険協会(協会けんぽ) | 健康保険組合 | その他 | |

協会費払込受領証 貼付欄

会員事業所の方は、左に会員番号を記入していただくか、金融機関等の受領印のある平成28年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外に使用しません。

※返信用封筒が同封されていない等、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。

ぜひご加入ください! 東京社会保険協会 新規加入のご案内

本会は、社会保険事務講習会・セミナー、契約宿泊施設の利用料補助、レジャー施設の利用料割引、各種健康診断などの健康増進事業を通じ、社会保険制度の周知と健康づくりのお手伝いをしています。

これらの事業は、年1回お願いしている協会費を唯一の財源として実施しています。
本会の事業にご理解を賜り、ぜひご加入くださいますよう、よろしくお願いたします。



特典案内は、<http://www.tosyakyo.or.jp/shibu/index.html> をご覧ください。入会のお申し込みも同時に可能です。

お問い合わせは、会員事業グループ (TEL 03-5292-3596) まで



街の変貌と変わらぬ自然

編集委員 増田 雅人



東京に住んでいる方には馴染みがないと思いますが、私は20年前から横浜市の南西部に位置する戸塚区に住んでいます。最寄り駅はJR東戸塚駅で、引っ越した当時の東口駅前には、銀行と

紳士服の会社があり、段々畑のように整備された区画が広がり、遠くに高層タワーマンションが1棟あるだけの寂しいものでした。一方、私の住んでいる西口駅前には、駐輪場と小さなロータリーがあり、本屋とベーカリー、消防署の出張所があるだけで、通勤途上に畑が点在するというのかな風景でした。

仙台勤務から戻った2003年の春、6年ぶりに見た駅前の風景は一変していました。東口駅前には、西武とダイエーがあり、テナントビルが立ち並び、空き地はなくなっていました。西口駅前には、スーパーなどが入居している大型ビルがあり、駅前から消防署は見えなくなりました。現在の西口駅前には、高層タワーマンションが建ち、大型駐輪場と立派なロータリーができ、ローカルながらも小綺麗な街に変貌しています。

2003年の夏の夜、仕事帰りに玄関の壁にゴキブリ(?)を発見。よく見ると、コクワガタの雌でした。数日後に近所のおじさんから、「近くにノコギリクワガタがいる里山があるんだけど、これから行か

い?」と誘われ、幼稚園に通う息子と一緒に案内されました。「秘密の場所だから誰にも言わないでね」と念押しされ、毎週のように里山に行った記憶があります。

その後、息子は成長とともに昆虫に関心がなくなりましたが、私の興味はさらに盛り上がり、数年前まで懐中電灯とヘッドライト持参で、目当ての木に群がるノコギリクワガタ見たさに真っ暗な里山に入ったものでした。捕獲したノコギリクワガタは最大が雄69mmと立派なもので、自宅で2週間面倒を見ましたが、「あの里山に子孫を残さねば」と考え、大型の雌とともに自然に帰しました。不思議なもので、大人である私はちっとも成長しないどころか、子ども(少年)化しています。

今も近郊に雑木林があると、クヌギやコナラの木を識別して、車を停めて林の中に入ってしまう。困ったものです。ちなみに、クヌギには丸型のドングリの実が、コナラには細長いドングリの実となり、夏場には樹液を出して昆虫の食事場所になっています。

この夏もカブトムシとオニヤンマが飛んでいる姿を目撃しました。駅前は20年前と大きく変わりましたが、わが家の周辺では昆虫が昔と変わらず飛んでいて、ヤモリやリスが出没しています。クワガタの捕獲をやめた後、家庭菜園を始めました。いつかは農地を借りて野菜を作り、本格的に蕎麦打ちを始めたいと考えています。

記事提供/日本年金機構南関東地域第一部・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部